

臨時福祉給付金（経済対策分）

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対して、制度的な対応（軽減税率の導入）を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金が国から支給されます。



支給要件

支給対象者 平成28年度の臨時福祉給付金の支給対象者…平成28年1月1日に伯耆町に住所があり、平成28年度分の住民税が課税されていない人
(要件を満たしているが、申請をされず給付金を受け取っていない人も含む)

※ただし、

・住民税課税者の扶養になっている場合 ・生活保護受給者の場合など	}	は対象外
-------------------------------------	---	------

支給額 1人につき 15,000円（平成29年4月～平成31年9月分の2年半分を一括支給）

申請方法

申請先 住民課 分庁総合窓口課

申請期間 平成29年5月1日（月）～平成29年11月1日（水）

- 提出書類**
- ①申請書…対象と思われる人に郵送（4月下旬郵送予定）
 - ②本人確認書類の写し…健康保険証・運転免許証・パスポートなどの写し
 ※平成28年度臨時福祉給付金の申請をした人も本人確認書類が必要です。
 ※支給対象者全員分の本人確認書類が必要です。
 ※代理申請の場合、支給対象者と代理人の本人確認書類が必要です。
 - ③振込先通帳の写し…受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる振込先通帳またはキャッシュカードの写し
 ※平成28年度臨時福祉給付金と同じ金融機関口座への振込を希望する場合、通帳の写しなどは不要です。

「臨時福祉給付金」の“振り込め詐欺”や “個人情報の搾取”にご注意ください!!

市町村や厚生労働省の職員などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
市町村や厚生労働省の職員を名乗る電話がかかってきたり、不審な郵便物が届いたりしたら、住民課または警察署にご連絡ください。

問い合わせ先 住民課 TEL:0859-68-3115